

# 事務事業評価シート

評価実施年度：平成29年度

上位の施策名称	施策I-2-1 売れる農林水産品・加工品づくり
---------	----------------------------

## 1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長	農産園芸課長 長野 正己	電話番号	0852-22-5123
----------	--------------	------	--------------

事務事業の名称	米の計画的生産推進事業		
目的	(1) 対象	米の生産者	
	(2) 意図	米の計画的生産の円滑な実施。	
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>米の需給調整の円滑な推進を図るため、市町村等の地域段階での米の計画的生産の推進及び現地確認等に要する経費に対し助成を行う。</li> <li>米の需給調整に係る事務を円滑に進めるため、需給調整システム検討会等を実施する。</li> </ul> (事業終了年度 29年度)		

## 2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位
1	指標名	目標値		100.0	100.0			パーセント
		取組目標値						
	式・定義	実績値	98.8	99.1				%
		達成率	-	99.1	-	-	-	
2	指標名	目標値						
		取組目標値						
	式・定義	実績値						
		達成率	-	-	-	-	-	

## 3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費(b) (千円)	11,247	10,162
うち一般財源 (千円)	11,247	10,162

## 4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した(実施予定、一部実施含む)
---------------------	------------------------

## 5. 評価時点での現状(客観的事実・データなどに基づいた現状)

<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年からの「米政策の見直し」に伴い、全国的な米の産地間競争が激化することが想定されることから、需要と結びついた米生産に移行できるよう、契約的取引を推進するため、収穫前契約等の事前契約取引分を「結びつき米」として優先配分を実施している。</li> <li>配分された米の生産数量目標の中で、各地域の作付希望に応じた数量配分が行えるよう地域間調整を実施し積極的に取り組んだ結果、平成26年130t、平成27年235t、平成28年414t、平成29年439tの調整が実施された。</li> <li>島根県では需給調整に取り組んだ結果、生産数量目標を達成している。</li> </ul>
---

## 6. 成果があったこと(改善されたこと)

<ul style="list-style-type: none"> <li>市町村及び地域農業再生協議会の担当者会議等を通じて、米の需給調整等に関する指導助言を行った結果、円滑に事業が推進され、米の計画的生産につながった。</li> <li>平成28～29年の県から市町村への米の生産数量目標配分ルールを、契約的取引数量を優先配分に加える算定方法に変更したことにより、契約的取引を推進した。</li> <li>地域農業再生協議会との意見交換会を踏まえ、平成30年以降においても、引き続き契約的取引を推進する仕組みに取り組むことを取りまとめることができた。</li> </ul>
---

## 7. まだ残っている課題(現状の何をどのように変更する必要があるのか)

<b>①困っている「状況」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国的な米の産地間競争が今後も続くことが想定される。</li> </ul>
<b>②困っている状況が発生している「原因」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>米政策の見直しにより、平成30年度産から国による米の生産数量目標配分が廃止される。</li> <li>島根県産米のシェアは全国の需要量の1%しかない。</li> </ul>
<b>③原因を解消するための「課題」</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>米政策の見直しに伴い、需要に応じた米生産を推進していく中で、島根県産米の需要を確保していく必要がある。</li> <li>米の需要を確保する取組みを進めていく上で、米生産の実態を把握した地域の主体性が重要である。</li> <li>安定した取引に向けて、事前契約の充実に必要な品種、数量、食味・品質などの情報を生産者に提供する必要がある。</li> </ul>

## 8. 今後の方向性(課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方)

<ul style="list-style-type: none"> <li>生産現場の不安解消、島根県産米の売れ残り防止の観点から、当面の間、従前とほぼ同様な手法で県農業再生協議会から地域農業再生協議会別に「生産数量の目安」を提示する。</li> <li>米政策見直し以降を見据え、需要に応じた米生産に向けては、より安定した取引が実現する複数年契約などに対応できる米づくりを強化する。</li> <li>複数年契約等を推進するために必要となる、各地域等における生産や販売の状況を詳細に把握し、卸売業者から求められる米の品種や作り方を生産者に提示するなどの取組みの主体となる各地域、特に生産者にとって身近な市町村の活動を支援する。</li> <li>需要に応じた米生産が行われ、需給と価格の安定が図られるよう、国が責任をもって必要な対策を講じるとともに、需要に応じた生産の実現に向けてきめ細かい情報を提供するよう、引き続き国へ要望する。</li> </ul>
---